

第24期 軽井沢町農業委員会 第14回 総会議事録

| 発言者 | 内 容 |
|--------|---|
| 青木事務局長 | <p>(開会：13時30分)</p> <p>委員の皆様、ご苦労さまでございます、定刻になりましたので、第14回総会を始めたいと思います。最初に会長よりご挨拶を申し上げます。</p> |
| 市村初仁会長 | <p>委員の皆様、本日はご出席いただきありがとうございます。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、佐久管内は感染レベル5に引き上げられております。このような状況下でございますので、今月の総会は審議権のある農業委員のみを参集する形式で開催させていただきますことにご理解の程よろしくお願いいたします。8月中旬に日本列島に前線が停滞し、各地で長雨が続いておりました。軽井沢町では甚大な被害報告はございませんでしたが、今後、収穫時期を迎える農産物への影響も少なからず懸念されるところでございます。皆様ご多忙の中、軽井沢町農業委員会活動にご尽力されていますことに感謝申し上げます。さて、いつも申し上げ、ご承知のとおり農業委員と推進委員には地域のリーダーとして期待されており、役割であります、農地利用の最適化推進活動として農地の貸し借り、権利移動による利用集積と集約化、農地中間管理機構と連携し耕作放棄地の発生防止と解消並びに農業後継者の確保のため新規就農及び定年帰農者による担い手の確保等に引き続き協力をお願いしたい。</p> <p>なお、本日、JA 関係の報告はございますが、外川補佐及び岡沢補佐についても会議規模を縮小して開催しますので欠席とさせていただきます。</p> <p>それでは第24期軽井沢町農業委員会第14回総会を開催いたします。</p> |
| 青木事務局長 | <p>ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっておりますので、よろしくお願いいたします。</p> |
| 市村初仁議長 | <p>規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。</p> |
| 青木事務局長 | <p>農業委員総数14名中、13名の出席でございます。坂本委員より欠席の報告がございました。農地利用最適化推進委員7名は先ほどの説明の通り、本日は全員欠席でございます。軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。</p> |
| 市村初仁議長 | <p>次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号6番の坂本雄樹委員と議席番号8番の柳澤昌代</p> |

| | |
|--------|--|
| 市村初仁議長 | 委員の2名をお願いします。 |
| 青木事務局長 | <p>次に4の事業報告について、事務局より報告願います。</p> <p>それでは、お手元の次第1ページの令和3年7月26日から令和3年8月26日までの行事等について、報告いたします。</p> <p>7月26日(月)に第24期軽井沢町農業委員会第13回総会が開催されました。7月28日(水)に軽井沢町自然保護審議会が開催され農政部長が出席しました。8月16日(月)に軽井沢町農業委員会8月役員会が開催され会長以下の役員が出席しました。</p> <p>続いて2ページの(2)土地処分結果の①許可分ですが、1件ございまして、農地法第5条で、____の、____について、令和__年__月__日付長野県指令佐農第__号の____、____で許可となっております。②取り下げ・県不受理・廃止届分、③の保留分はございませんでした。</p> <p>続いて、3ページの(3)転用確認証明書による土地処分結果については、1件ございまして、令和__年__月__日付、長野県指令、__佐農第__号の____、____で許可となっております、____の、地目、__、面積、____、____、について、令和__年__月__日に、____への転用を確認し、証明書を交付いたしました。</p> <p>(5)法務局・裁判所・税務署による農地等の現況照会につきましては、登記所からの照会で、____、の計1件ございまして事務局で現地を確認し回答いたしました。</p> <p>次に5ページの農地法第18条第6項の規定による通知書につきましては、補足資料1ページから18ページに資料を添付してありますが、農地法第3条許可を得まして____をしておりましたが、合意による解約の通知があったものでございます。</p> <p>事業報告は以上でございます。</p> |
| 市村初仁議長 | <p>ありがとうございます。ただ今事務局より事業報告がございました。</p> <p>事業報告について、質問等はございませんか。</p> |
| 委 員 | なし |
| 市村初仁議長 | <p>無いようですので、次に5の会議事項に入ります。議案第1号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について」及び関連がございましたので議案第2号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明願います。</p> |
| 青木事務局長 | <p>議案第1号番号1、議案第2号番号1について説明をいたします。次第6から7ページ、補足資料19ページから42ページお願いします。____でございます。</p> <p>____を伴う申請でございます。</p> <p>まず、____につてですが、当初計画者は、番号1については____、____、____、____に住所のある、____さん、____、____です。</p> <p>____は、____、____に住所のある、____、____、____です。</p> |

それでは、_____についてご説明いたします。まず番号1については、____年__月__日に_____の規定による、_____を_____。____であった_____は_____に_____を_____する_____でしたが_____により_____が_____したことで_____を_____することが_____となってしまうことが_____とのことです。_____である_____は_____でございますが、_____の_____が_____に_____している為、_____な_____の_____は_____であります。_____も_____され、_____とも_____が_____ことから、_____への_____はやむを得ないのではないかと_____いたします。次に議案2の_____についてですが、_____、_____、内容は、_____で_____でございます。申請の所在地は、_____、_____、_____で、地目は、__で、面積は、_____です。なお、_____は、_____によります。場所でございますが、補足資料_____に_____がございますが、_____にある_____より_____ほど_____した_____に_____ございます。転用の目的ですが、さきほど説明した通り、_____の_____でございます。権利設定の内容は、_____による_____になります。町の用途地域区分は、_____で、農地法による農地区分は、第__種農地になります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、土地代金が、_____円、造成費他が、_____円、合計で、_____円となっております。資金の調達方法ですが、全額自己資金となり、証明書が提出されております。利害関係につきまして、抵当権、その他権利等は設定されておられません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月までが工事期間となっており、概ね1年以内となっております。次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当いたしません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地以外の土地利用見込みはないので問題ございません。次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や計画図等を見る限り問題無いと思われます。次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、周辺に耕作されている農地はなく問題ありません。また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議案第1号番号1、議案第2号番号1については許可できない場合に該当しません。

市村初仁議長

ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号

| | |
|---------------|--|
| <p>委員</p> | <p>番号1、議案第2号番号1について担当委員より説明願います。</p> <p>議席番号1の土屋史彦議案第1号番号1、議案第2号番号2の説明をいたします。_____に_____、_____、_____で_____を行いました。_____、_____があり、_____は_____でございます。_____されていて、_____は_____されておらず_____しております。今後も_____は_____難しく、_____である_____は_____で_____を_____しておりますが、_____でも_____がある_____であり、_____が_____では_____ことから、_____により_____を_____する_____が_____と_____いたしました。_____に_____は_____ございませんので、特に問題ないと判断いたしました。</p> |
| <p>市村初仁議長</p> | <p>ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1、議案第2号番号1についてご意見のある方はお願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>なし</p> |
| <p>市村初仁議長</p> | <p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第1号番号1、議案第2号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p> |
| <p>委員</p> | <p>全員挙手</p> |
| <p>市村初仁議長</p> | <p>次に5条申請となりますが、議案第2号番号2を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>青木事務局長</p> | <p>議案第2号番号2について説明をいたします。次第7ページ、補足資料43ページから52ページ、をお願いします。_____でございます。_____は_____、_____、_____に_____のある、_____、_____です。_____は、_____、_____です。申請の所在地は、_____、_____、_____で、地目は、_____で、面積は、_____です。場所でございますが補足_____に位置図がございますが、_____の_____の_____に_____となります。_____の目的ですが、_____である_____は町の_____と_____を_____した_____を_____したことに伴い、_____と_____した_____であれば_____する_____の_____及び_____までの_____において_____が図れることから_____と_____し、_____が_____いたしました。権利設定の内容は、_____による_____となります。町の用途地域区分は、_____地域で、_____による農地区分は、第_____種農地となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>力・信用については、_____でございます。資金の調達方法ですが、_____となります。</p> <p>利害関係につきまして、抵当権、その他権利等は設定されておりません。</p> <p>次に（施行規則第57条第1号）の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__日までが工事期間となっており、概ね1年以内となっており問題ないと思われます。次に（施行規則第57条第2号）他法令の許認可等については、該当いたしません。次に（施行規則第57条第2号の2）行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に（施行規則第57条第3号）の農地等以外の土地利用はない為、該当いたしません。次に（施行規則第57条第4号）の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。</p> <p>次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、周囲に農地がないことから該当いたしません。</p> <p>また、（農地法第5条第2項第5号）の_____となります。</p> <p>以上により議案第2号番号2については許可できない場合に該当しません。</p> |
| 市村初仁議長 | <p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号2について担当委員より説明願います。</p> |
| 委 員 | <p>議席番号5番の荒井龍介が説明いたします。__月__日に_____、_____、__で_____を行いました。現在、申請地は_____を行っております。_____である_____も_____として_____に_____に_____ことで_____しておりますので、_____になることから特に問題ないと判断いたしました。</p> |
| 市村初仁議長 | <p>柳澤昌代委員、何かございますでしょうか。</p> |
| 委 員 | <p>特にございません。</p> |
| 市村初仁議長 | <p>ありがとうございました。それでは、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号2についてご意見のある方はお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>なし</p> |
| 市村初仁議長 | <p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第2号番号2につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p> |
| 委 員 | <p>全員挙手</p> |

| | |
|--------|---|
| 市村初仁議長 | <p>ありがとうございました。賛成全員ですので議案第2号番号2を原案どおり可決いたしました。よって、議案第2号番号2は、許可相当として県知事に意見を送付します。</p> |
| 市村初仁議長 | <p>次に6、のその他事項に進みます (1)のJA関係について土屋代理よりご報告をお願いいたします。</p> |
| 土屋会長代理 | <p>それではJA関係につきまして、野菜の出荷状況を申し上げます。なお、8月分の報告についても20日時点ではなく10日現在でご報告をさせていただきます。キャベツ146,621ケース出荷、単価は840円、金額は123,173,760円でございます。前年対比として数量が126%、単価67%、金額84%でございます。キャベツ15キロ分は誤って掲載してしまったので、削除させていただきます。続いてレタス10キロですが、67,224ケース出荷、単価は1,312円、金額は88,221,410円でございます。前年対比として数量が104%、単価99%、金額103%でございます。白菜12キロですが、8,304ケース出荷、単価は829円、金額は6,885,000円でございます。前年対比として数量が159%、単価100%、金額158%でございます。白菜15キロですが、1,653ケース出荷、単価は1,450円、金額は2,396,650円でございます。前年対比として数量が119%、単価90%、金額107%でございます。チンゲン菜ですが、36,146ケース出荷、単価は653円、金額は23,597,650円でございます。前年対比として数量が110%、単価89%、金額97%でございます。レタス、キャベツについては8月9日から19日に出荷調整が実施されました。全県で10万ケースを超えるようなレタスの出荷量となっておりました。その出荷調整の間、先ほど会長からも報告があったのですが、前線の長雨による影響が出ておりました。昨日時点で長野県下でレタスの出荷量が約5万ケース、以前の出荷量よりも半減した状況で根の傷み、それから腐れ、病気で数量が落ち込んで、金額は上がっていますが、出荷できる量は少ない状況でございます。キャベツは大玉傾向、箱数は出るんですけども、箱単価は安かったです。キャベツの方はこれから長雨の影響で出荷量が非常に落ちてくるのではないかと心配があります。またお盆の時期に最後の定植に当たるわけですけども、長雨でできずに伸びてしまったので、最後の定植、ここ最近でまだやっつけらる農家さんが多いですけども、先が長くなるような、何とか巻いてくれればいいですが、その部分が心配でございます。9月にいつも市場関係者を呼んで査定会を行うのですが、今現在中止の方向で動いております。農協関係は以上でございます。</p> |
| 市村初仁議長 | <p>農協関係で何かお聞きしたいことはありますでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>なし</p> |

| | |
|---------------|--|
| <p>市村初仁議長</p> | <p>ご意見がございませんので、(2)及び(3)は岡沢補佐、外川補佐欠席でございますので、(4)事務局関係に進みます。事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>青木事務局長</p> | <p>6. その他事項 次第の、8ページをお願いします。</p> <p>(4) 事務局関係について</p> <p>アとイはまとめてご説明させていただきますが、共に11月16日(火)の農業委員会活動に関するものでございます。以前よりご報告しておりますが、11月16日(火)長野市ビックハットにおいて、第6回長野県農業委員会大会が開催されます。詳細なスケジュールについては農業会議より連絡がありましたら別途ご連絡いたしますので、現時点では日程のみご承知いただき、ご出席をお願いいたします。続いて、その大会後に視察研修を実施予定でございます。こちらについては別紙にて行程をご確認ください。16日から18日(木)までとなりますが、視察の取りまとめを農協観光に依頼する都合があり、委員のご参加について9月の総会時までにご連絡をいただきますようお願いいたします。9月末時点で改めて視察実施の可否については検討し、皆様にお知らせする予定でございます。</p> <p>ウ、農地利用状況調査についてですが、7月総会時にもご説明いたしました、8月より当調査については開始されてございます。前年までの調査方法と異なり、遊休農地が細分化されたこと、農業会議よりタブレットが一人一台貸与されたこと、非農地判断が3人以上で行うなどの変更点がございますので、本年より事務局が帯同させていただくこととなりました。各地区の委員で実施日について事務局にご報告いただく予定となっておりますが、8月中に実施日が決定した地区はございません。9月は議会も開催されることから事務局が帯同できる日が限られてしまう可能性もあり、こちらで候補日をご提示させていただきます。別紙をご確認の上、事務局へ申し込みをお願いします。</p> <p>エ 令和3年度タブレット端末貸出事業の導入に関しての使用基準についてですが、先ほどもご説明しましたが、長野県農業会議より一人一台、タブレットが貸与となります。本日、総会後に配布いたしますので受け取りをお願いします。期間は令和4年3月11日までとなりますが、この間の使用方法については添付しております基準にてご確認をお願いします。何らかの理由により故障した場合は一回のみ、保証対象となりますが、紛失は保証されず、ご自身でご負担いただくようになりますので、保管等にご注意ください。それとインターネットにも接続しておりますが、農業委員会活動以外の使用については極力控えていただきますようお願いいたします。</p> <p>オ、 当面の会議・行事日程等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和3年度農業者年金の加入推進広報活動(農政部長) 令和3年8月31日(火)11時50分から SBCラジオ「いいJAN! 信州」 ○農業委員会9月役員会 令和3年9月17日(金)13時30分から 役場1階 第10会議室 ○第24期軽井沢町農業委員会第15回総会 令和3年9月24日(金)13時30分から 役場2階 第3・4会議室 ○農業委員会10月役員会 令和3年10月18日(月)13時30分から 役場2階 第9会議室 ○第24期軽井沢町農業委員会第16回総会 令和3年10月25日(月)13時30分から 役場2階 第3・4会議室 <p>カ、配布資料等について</p> <p>○農地パトロール(利用状況調査)と利用意向調査が新しくなりましたについてですが、先ほどご説明しました農地パトロールの調査方法及びその後実施される利用意向調査の変更に伴いまして、その概略をまとめた別紙パンフレットをご確認ください。農地パトロールは遊休農地の細分化、発生原因の特定、利用意向調査は調査期間の短縮などが主たるものになりますが、今後の活動時のご参考に</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>市村初仁議長</p> <p>委員</p> | <p>していただきたく配布いたします。</p> <p>○障がいをもつ人の「しごと」「くらし」を一緒に考えませんかについてですが、現在、東京パラリンピックが開催され、障害者への関心が改めて注目されている状況でございます。スポーツのみならず、様々な方面で障害者が活躍できる場を創出していく為、農業分野においても労働力を求める農業者と就労の場を求める障害者との調整機関として県において「NPO 法人長野県セルフセンター協議会」が設立されております。社会全体が障害の有無に関わらず、共に誰もが自分らしく尊厳を持って生きる、ノーマライゼーション社会の実現を目指しております。農業者の皆様にもこのような趣旨にご理解の上、労働不足が発生している場合にはハローワークやJA等以外に求人募集する際には、専門のコーディネーターが配置されている当機関のご利用もご検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>○「新型コロナ『デルタ株』と闘う県民共同宣言」発出に伴う周知及び賛同団体等の募集についてですが、現在、感染力が強いデルタ株が蔓延して新型コロナウイルス第5波が到来しており、県内でも感染レベル5が継続しています。これを超えていくにはマスク着用、手洗いなどの感染予防やワクチン接種などの対策をより普及させていく取り組みが必要とされております。県では一人一人への呼び掛けを契機にして、家族、職場の同僚等、様々な方々と話し合いを通じて共有していくことを目的に、「新型コロナ『デルタ株』と闘う県民共同宣言」を発出しました。この趣旨に賛同する企業、団体の方は自社のウェブサイト、個人の方はSNSなどで別紙内容についての情報をご発信いただきますようお願いいたします。なお、9月上旬までに賛同した企業、団体の方は県のホームページや9月下旬の新聞広告にてご紹介しますので、県へ電子申請によりご報告をお願いいたします。</p> <p>○佐久圏域の一部市町及び上田圏域における感染警戒レベルを5「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」及び営業時間の短縮等の要請の期間を延長することに伴う周知についてですが、佐久圏域の一部には軽井沢町も含まれております。感染レベル引き上げによる酒類の提供を行う飲食店への時短等要請は当初は8月18日で終了する予定でしたが、9月1日まで延期されました。町内の飲食店につきましても原則20時までの営業にご協力をいただいております。延長は飲食店への営業にも多大な影響を及ぼしますが、町では昨年、疲弊する経済活性化を目的に町内での店舗で使用できる商品券、「ファイト商品券」を町民の方へ配布してございます。今年も同様の事業を展開いたしますので、委員の皆様のお手元にも商品券が届きましたら、食の流通を確保する観点からも飲食店等での利用にご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。</p> <p>○次に、農業者年金加入推進ニュースです。令和3年8月15日現在の情報でございます。令和3年度より始まった「加入者累計13万人早期突破及び中期目標達成2ヵ年運動」では全国運動の中では13万人の目標が達成されました。当町では一人の加入推進を図る目標が設定されておりますので、引き続き目標が達成されますよう委員の皆様のご活動をお願いいたします。</p> <p>なお、各地区の加入対象者の名簿につきまして、事務局までお問い合わせいただければ、情報提供をいたしますので、お願いいたします。</p> <p>○全国農業新聞普及推進一覧表（令和3年8月1日現在）をご確認ください。目標部数74部に対しまして現在73部加入でございます。</p> <p>一部、目標を下回っておりますので、各地区で未加入購読者がいましたら購入の促進をお願いいたします。事務局からは以上でございます。</p> <p>ただ今の事務局の説明に何かご質問等がありますでしょうか。はい、佐藤寛治委員。</p> <p>タブレットは使用方法がよく分からない場合は、受け取りを拒否できるか。</p> |
|-------------------------|---|

| | |
|--------|--|
| 市村初仁議長 | 国の施策で貸与、支給となるので、拒否はできない。 |
| 市村初仁議長 | 他にございますでしょうか。はい、佐藤豊委員。 |
| 委 員 | 今回の農地パトロールに事務局が帯同する為、実施日を報告してもらいたいとのことだが、一日で農地パトロールが終了するか分からないので、候補日は複数日としてもよろしいか。 |
| 青木事務局長 | 複数日での報告も可能です。 |
| 市村初仁議長 | 他に全体を通して何かございますでしょうか。 |
| 委 員 | なし |
| 市村初仁議長 | それでは、第24期軽井沢町農業委員会第14回総会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。 |
| | 閉会 14時40分 |

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|